

平成26年11月14日

都市整備部

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

岩手公園地下駐車場について駐車料金の上限額を設定するとともに、盛岡駅西口地区駐車場について大型自動二輪車及び普通自動二輪車の定期駐車を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 岩手公園地下駐車場の駐車料金の上限額を次のとおり設定する。

ア 午前8時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車に係る上限額 1,100円

イ 午後6時から翌日の午前8時まで（午前8時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車に係る上限額 800円

(2) 盛岡駅西口地区駐車場における大型自動二輪車及び普通自動二輪車の定期駐車を廃止する。

3 施行期日

平成27年4月1日

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例の概要

1 現在の駐車料金等

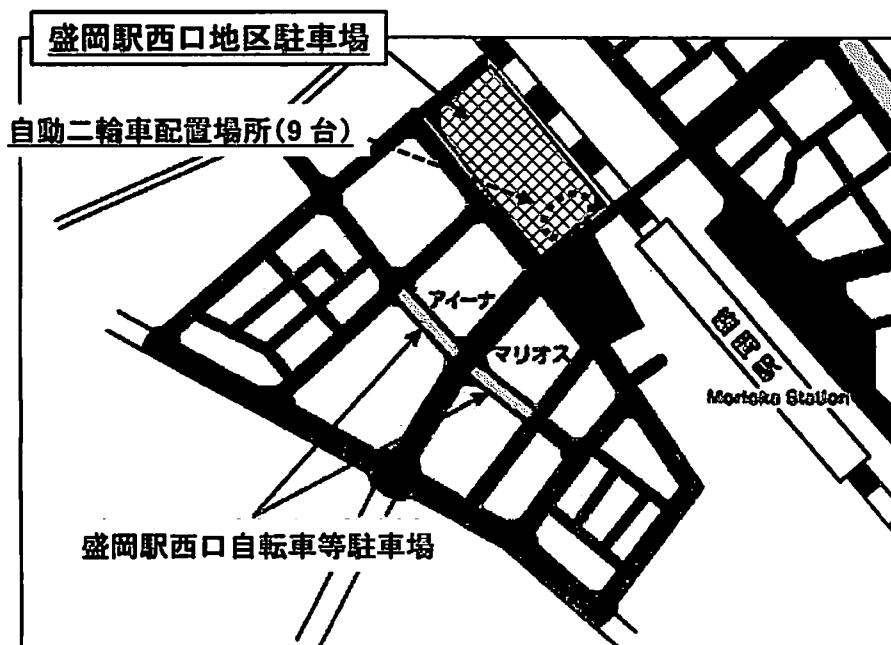
項目	時間貸し駐車料金	上限額	定期駐車料金 (月額)	入出車可能時間
岩手公園 地下駐車場 (93台)	8:00~18:00 30分 150円	-	全日(24時間) 21,000円	7:00 ~ 22:00
	18:00~22:00 60分 150円	-	昼間(8:00~19:00) 15,000円	
	22:00~ 8:00 60分 80円	-	夜間(19:00~ 8:00) 9,000円	
マリオス 立体駐車場 (254台)	7:00~18:00 30分 100円	1,000円	全日(24時間) 18,000円	7:00 ~ 23:00
	18:00~23:00 60分 100円	800円		
	23:00~ 7:00 60分 80円			
盛岡駅西口 地区駐車場 (455台)	7:00~18:00 30分 100円	1,000円	全日(24時間) 14,000円	0:00 ~ 24:00
	18:00~23:00 60分 100円	800円		
	23:00~ 7:00 60分 80円			

2 改正後の駐車料金等

項目	時間貸し駐車料金	上限額	定期駐車料金 (月額)	入出車可能時間
岩手公園 地下駐車場 (93台)	8:00~18:00 30分 150円	1,100円	全日(24時間) 21,000円	7:00 ~ 22:00
	18:00~22:00 60分 150円	800円	昼間(8:00~19:00) 15,000円	
	22:00~ 8:00 60分 80円		夜間(19:00~ 8:00) 9,000円	

注) マリオス立体駐車場, 盛岡駅西口地区駐車場料金の改正は無し。

3 盛岡駅西口地区駐車場の位置図



盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○盛岡市駐車場条例 昭和46年10月4日条例第36号 改正 略 平成26年12月 日条例第 号</p>	<p>○盛岡市駐車場条例 昭和46年10月4日条例第36号 改正 略</p>																
<p>盛岡市駐車場条例 (趣旨)</p>	<p>盛岡市駐車場条例 (趣旨)</p>																
<p>第1条 この条例は、駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>																
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>																
<p>第2条 駐車場を次表のとおり設置する。</p>	<p>第2条 駐車場を次表のとおり設置する。</p>																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手公園地下駐車場</td> <td>盛岡市内丸1番55号</td> </tr> <tr> <td>マリオス立体駐車場</td> <td>盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡駅西口地区駐車場</td> <td>盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	岩手公園地下駐車場	盛岡市内丸1番55号	マリオス立体駐車場	盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号	盛岡駅西口地区駐車場	盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手公園地下駐車場</td> <td>盛岡市内丸1番55号</td> </tr> <tr> <td>マリオス立体駐車場</td> <td>盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡駅西口地区駐車場</td> <td>盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	岩手公園地下駐車場	盛岡市内丸1番55号	マリオス立体駐車場	盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号	盛岡駅西口地区駐車場	盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号
名称	位置																
岩手公園地下駐車場	盛岡市内丸1番55号																
マリオス立体駐車場	盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号																
盛岡駅西口地区駐車場	盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号																
名称	位置																
岩手公園地下駐車場	盛岡市内丸1番55号																
マリオス立体駐車場	盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号																
盛岡駅西口地区駐車場	盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号																
<p>(供用時間等)</p>	<p>(供用時間等)</p>																
<p>第3条 駐車場の供用時間及び自動車を入庫し、又は出庫することができる時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 供用時間 午前零時から午後12時まで</p> <p>(2) 自動車を入庫し、又は出庫することができる時間</p> <p>ア 岩手公園地下駐車場 午前7時から午後10時まで</p> <p>イ マリオス立体駐車場 午前7時から午後11時まで</p> <p>ウ 盛岡駅西口地区駐車場 午前零時から午後12時まで</p>	<p>第3条 駐車場の供用時間及び自動車を入庫し、又は出庫することができる時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 供用時間 午前零時から午後12時まで</p> <p>(2) 自動車を入庫し、又は出庫することができる時間</p> <p>ア 岩手公園地下駐車場 午前7時から午後10時まで</p> <p>イ マリオス立体駐車場 午前7時から午後11時まで</p> <p>ウ 盛岡駅西口地区駐車場 午前零時から午後12時まで</p>																
<p>2 市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する駐車場にあつては、指定管理者。以下第7条まで及び</p>	<p>2 市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する駐車場にあつては、指定管理者。以下第7条まで及び</p>																

改正後	改正前
<p>第13条において同じ。)は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項第2号の時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(供用の休止)</p> <p>第4条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。</p> <p>(駐車拒否)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(岩手公園地下駐車場にあつては長さ5.1メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2メートル以下のもの、マリオス立体駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅1.95メートル以下、高さ1.55メートル以下及び重量1.7トン(積載物を含む。)以下のもの、盛岡駅西口地区駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2.4メートル以下のものに限る。_____)</p> <p>_____)</p> <p>_____)以外の車両を駐車しようとするとき。</p> <p>(2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。</p> <p>(3) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 市長の指示に従わないで自動車を駐車すること。</p> <p>(2) 施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷すること。</p>	<p>第13条において同じ。)は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項第2号の時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(供用の休止)</p> <p>第4条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。</p> <p>(駐車拒否)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(岩手公園地下駐車場にあつては長さ5.1メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2メートル以下のもの、マリオス立体駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅1.95メートル以下、高さ1.55メートル以下及び重量1.7トン(積載物を含む。)以下のもの、盛岡駅西口地区駐車場にあつては長さ5メートル以下、幅2メートル以下及び高さ2.4メートル以下のものに限る。<u>以下同じ。)</u>又は同条に規定する<u>大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除き、盛岡駅西口地区駐車場において定期に駐車しようとする場合に限る。以下同じ。)</u>以外の車両を駐車しようとするとき。</p> <p>(2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。</p> <p>(3) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 市長の指示に従わないで自動車を駐車すること。</p> <p>(2) 施設若しくは設備又は駐車中の自動車を汚損し、又は損傷すること。</p>

改正後	改正前
<p>(駐車料金の徴収)</p> <p>第10条 駐車料金は、自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、前条の回数駐車券又は定期駐車券による場合は、この限りでない。</p> <p>(駐車料金の減免)</p> <p>第11条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(駐車料金の不還付)</p> <p>第12条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、第9条第2項の定期駐車券に係る既納の駐車料金については、第3条の時間の変更、第4条の駐車場の供用の休止その他市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>第14条から第22条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(昭和46年12月規則第34号で昭和46年12月10日から施行)</p> <p>附 則 (昭和51年条例第15号)</p> <p>1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市駐車場条例別表の規定は、昭和51年4月1日以後に入庫する自動車に係る駐車料金から適用し、同日前に入庫し、同日以後に出庫する自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成元年条例第15号)</p> <p>1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市駐車場条例の規定は、平成元年4月1日以後に入庫する自動車に係る駐車料金から適用し、同日前に入庫し、同日以後に出庫する</p>	<p>(駐車料金の徴収)</p> <p>第10条 駐車料金は、自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、前条の回数駐車券又は定期駐車券による場合は、この限りでない。</p> <p>(駐車料金の減免)</p> <p>第11条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(駐車料金の不還付)</p> <p>第12条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、第9条第2項の定期駐車券に係る既納の駐車料金については、第3条の時間の変更、第4条の駐車場の供用の休止その他市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>第14条から第22条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(昭和46年12月規則第34号で昭和46年12月10日から施行)</p> <p>附 則 (昭和51年条例第15号)</p> <p>1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市駐車場条例別表の規定は、昭和51年4月1日以後に入庫する自動車に係る駐車料金から適用し、同日前に入庫し、同日以後に出庫する自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成元年条例第15号)</p> <p>1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市駐車場条例の規定は、平成元年4月1日以後に入庫する自動車に係る駐車料金から適用し、同日前に入庫し、同日以後に出庫する</p>

改正後	改正前
<p>自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成9年条例第15号）</p> <p>1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に入庫する自動車に係る駐車料金から適用し、同日前に入庫し、同日以後に出庫する自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成9年条例第28号）</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>（平成9年9月規則第38号で平成9年10月1日から施行）</p> <p>（平成9年12月規則第58号で、盛岡駅西口地区駐車場に関する部分は、平成9年12月27日から施行）</p> <p>附 則（平成11年条例第56号）</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成12年条例第28号）</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成16年条例第50号抄）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）附則第3項及び第4項（第1条の改正規定に限る。）の規定 公布の日</p>	<p>自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成9年条例第15号）</p> <p>1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に入庫する自動車に係る駐車料金から適用し、同日前に入庫し、同日以後に出庫する自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成9年条例第28号）</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>（平成9年9月規則第38号で平成9年10月1日から施行）</p> <p>（平成9年12月規則第58号で、盛岡駅西口地区駐車場に関する部分は、平成9年12月27日から施行）</p> <p>附 則（平成11年条例第56号）</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成12年条例第28号）</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成16年条例第50号抄）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）附則第3項及び第4項（第1条の改正規定に限る。）の規定 公布の日</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第16条の規定 平成17年4月1日</p> <p>2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。</p> <p>3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。</p> <p>附 則（平成17年条例第31号） この条例は、平成17年12月23日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年条例第72号）</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に出庫する自動車に係る駐車料金から適用する。</p> <p>附 則（平成22年条例第32号） この条例は、平成22年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年条例第11号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年条例第 号）</p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の盛岡市駐車場条例別表第1号の規定は、この条例の施行の日以後に出庫する自動車に係る駐車料金から適用する。</u></p> <p>別表（第8条関係） (1) 岩手公園地下駐車場の駐車料金</p>	<p>(2) 第16条の規定 平成17年4月1日</p> <p>2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。</p> <p>3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。</p> <p>附 則（平成17年条例第31号） この条例は、平成17年12月23日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年条例第72号）</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に出庫する自動車に係る駐車料金から適用する。</p> <p>附 則（平成22年条例第32号） この条例は、平成22年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年条例第11号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第8条関係） (1) 岩手公園地下駐車場の駐車料金</p>

改正後

駐車時間	駐車料金
午前8時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに 150円
午後6時から午後10時まで	駐車時間1時間までごとに 150円
午後10時から翌日の午前8時まで	駐車時間1時間までごとに 150円の範囲内で規則で定める額

備考

- 1 駐車時間が午前8時、午後6時又は午後10時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは150円、午前8時又は午後10時にまたがるときは150円の範囲内で規則で定める額とする。
- 2 午前8時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,100円を超えるときは1,100円とし、午後6時から翌日の午前8時まで（午前8時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。

(2) マリオス立体駐車場の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに 100円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに 100円
午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに 100円の範囲内で規則で定める額

備考

- 1 駐車時間が午前7時、午後6時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは100円、午前7時又は午後11時にまたがるときは100円の範囲内で規則

改正前

駐車時間	駐車料金
午前8時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに 150円
午後6時から午後10時まで	駐車時間1時間までごとに 150円
午後10時から翌日の午前8時まで	駐車時間1時間までごとに 150円の範囲内で規則で定める額

備考 駐車時間が午前8時、午後6時又は午後10時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の時間につき徴収する料金は、午後6時にまたがるときは150円、午前8時又は午後10時にまたがるときは150円の範囲内で規則で定める額とする。

(2) マリオス立体駐車場の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに 100円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに 100円
午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに 100円の範囲内で規則で定める額

備考

- 1 駐車時間が午前7時、午後6時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは100円、午前7時又は午後11時にまたがるときは100円の範囲内で規則

改正後

で定める額とする。

- 2 午前7時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後6時から翌日の午前7時まで（午前7時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。

(3) 盛岡駅西口地区駐車場の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円
午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに80円

備考

- 1 駐車時間が午前7時、午後6時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは100円、午前7時又は午後11時にまたがるときは80円とする。
- 2 午前7時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後6時から翌日の午前7時まで（午前7時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。

改正前

で定める額とする。

- 2 午前7時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後6時から翌日の午前7時まで（午前7時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。

(3) 盛岡駅西口地区駐車場の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円
午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに80円

備考

- 1 駐車時間が午前7時、午後6時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは100円、午前7時又は午後11時にまたがるときは80円とする。
- 2 午前7時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後6時から翌日の午前7時まで（午前7時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。